

船舶事故調査報告書

令和5年4月19日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	定置網損傷
発生日時	令和4年7月25日 07時50分ごろ
発生場所	神奈川県三浦市城ヶ島東方沖 三崎港東口南防波堤灯台から真方位105°500m付近 (概位 北緯35°08.0′ 東経139°38.0′)
事故の概要	プレジャーボートTAMONは、航行中、定置網に進入し、定置網が損傷した。
事故調査の経過	令和4年8月24日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート TAMON、9.1トン
船舶番号、船舶所有者等	235-45456東京、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	本船 なし 定置網 網の切断
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南、風速 約6m/s、視界 良好 海象：波高 約0.5m 潮汐 低潮時
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者2人を乗せ、釣りの目的で、東京都江東区のマリーナを出港したのち、城ヶ島で燃料を給油することとした。</p> <p>本船は、城ヶ島東方沖を微速力で北進中、右舷主機が停止して船首が右側に振れ回ったので、船長は左舷主機を後進としたが、同主機も停止した。</p> <p>船長は、海中に入り船体を確認したところ、右舷プロペラが定置網に絡んでいることを確認した。</p> <p>船長は、給油する予定であった城ヶ島のガソリンスタンドに連絡し、本船は、連絡を受けた定置網の所有者の漁船により、定置網からの離脱作業が行われたのち、自力で航行して三浦市三崎港に入港した。</p> <p>船長は、城ヶ島東方沖に定置網が設置されていることを知っていたが、その位置を把握していなかった。</p> <p>船長は、本事故前に、小さな棒が付いたブイを視認して、同ブイを定置網の端の部分と思い、その横を航行できると思っていた。</p> <p>本船の喫水は、船首約0.6m、船尾約1.2mであった。</p>
分析	本船は、航行中、船長が、小さな棒が付いたブイを視認し、定置網の端の部分と思ってその横を航行したことから、定置網に進入し、プ

	ロペラが定置網に絡んで同網が損傷したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、航行中、船長が、小さな棒が付いたブイを視認し、定置網の端の部分と思ってその横を航行したため、定置網に進入し、プロペラが定置網に絡んだことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 船長は、発航前に航行予定海域の水路調査を行い、定置網の設置位置を把握しておくこと。・ 船長は、定置網が設置されている海域から十分に距離を離して航行すること。